

Title	現代の統制経済の性格と問題
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.7 (1942. 7) ,p.577(43)- 601(67)
JaLC DOI	10.14991/001.19420701-0043
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420701-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を擧げたとすれば二十人前後の差違のあることは認められる。

たゞ注意すべきは職人數はすでに慶應四年から減少してゐるにも拘らず、總人口は明治五年になつて減少したので、それまでは少しではあるが増加してゐることである。これらの點にもし強いて解釋をつけるとすれば、明治維新の變革に際して、これら職人階級に大きな動搖を來たし、失職したものと考へられぬこともない。又大工とか、屋根屋などは都市へ進出したとも想像出来る。要するに外から與へられた明治維新の大きな經濟的變化が從來の封建的經濟狀態の下で發達して來た農村の貨幣經濟に大なる影響を與へ、これを打破したとみる事が出来る。もしこの斷定が許されるならば、徳川時代に貨幣經濟化した村の方が純粹の農村よりも打撃が大きく、従つて人口が減退したといふことが出来るであらう。

しかし何れにしてもこれは未だ一應の解釋に止まり、なほ村明細帳の他の方面を考察し、かつそれ以外の多くの資料を綜合検討した後でなければ俄かに斷定し得ない。今こゝには私の蒐集し得た村明細帳の人口方面を検討してみた結果として、上述の如き結論を提出し得るといふに止まる。その他の項目については他日を期す。

(なほ讀者にして村明細帳を御所持の方があつたならば御貸與をお願いしたい。)

現代の統制經濟の性格と問題

氣 賀 健 三

- 一、現代統制經濟の根本課題
- 二、現代統制經濟の歴史的 성격
- 三、戰時統制の強制經濟の性格
- 四、統制經濟の價格理論的批判

一、現代統制經濟の根本課題

現代の統制經濟は、その基礎として貨幣的交換經濟の機構を備へ、私的資本の活動を其産力發展の動力として運営されてゐる。而して同時に此基礎機構は國家的活動を通じて絶えず動搖を續け、變革を蒙り、一見如何にも不安定である。然らば我が國に於て我々が經驗しつゝある所のいはゆる統制經濟は如何なる性格のものであらうか。實に目まぐるしい速さをもつて改廢せられつゝある幾多の經濟法規は一體何を物語るものであらうか。統制經濟は機構として何等の安定性を有しないものであらうか。例へば之まで我々が理論的研究の型として抽出した様な自由營利經濟の機構は歴史上相當の長期間に亘り世界の各國を支配してきたものであるが、我々は斯様な型を現代以後の

長期間に亘つて統制經濟に期待し得るであらうか。それとも、現代の統制經濟は一國の國民經濟の歴史的発展の途上に於ける一つの過渡的な姿に外ならぬものであつて、統制に統制を重ねる結果は、それ自體を否定して最早や統制經濟なる名稱の適しない新しい型へ移りゆくものであらうか。換言すれば、國家的統制は結局現代の統制經濟の基礎になつてゐる市場機構そのものを否定してしまはなければ止まぬものであらうか。私有資本の營利的活動を禁止しないではおかぬものであらうか。

こゝに安定又は不安定といふ言葉を使つても、それは固より相對的な意味で問ふてゐるに過ぎない。自由營利經濟の機構にしても、歴史的流動の中の産物であり、決してそれ自體として安定したものではなく、幾多の内部的矛盾の中に現に我々が經驗しつゝある事態に移つてきたのである。長い永遠の歴史の流れの立場から見れば、總て流動しないものはなく、過渡的と見られないものはない。この意味においては如何なるものも相對的であり、過渡的といへるであらう。我々が一つの型として自由營利經濟を、或は完全社會化の經濟を考へるとしても、決してかゝる意味の歴史的流動性を否定しない。

こゝで統制經濟が安定的な型として考へられるかどうかといふことは、故にそれが歴史的に變化しないで止まりうるかどうかといふことではなくて、統制經濟が、單なる一時的必要に出づるにすぎないものか。それとも自ら基礎に備へてゐる所の基礎構造としての資本主義的性格を否定してしまふ契機を中に持つかどうかといふ問題である。國家的な活動が具體的に個々の經濟制度を改廢してゐる事實を我々は現に體驗しつゝあるけれども、若しそれが當面の非常事態の解決の爲にのみ要求されるものであるならば、やがて、斯かる非常事態の解決と共に統制經濟として現代を特徴づけてゐる所の諸々の國家活動も解消すると望まれぬこともないかもしれない。或ひは又これと

正反對に統制經濟の進展は部分的統制より全面的統制へ、全面的統制より更に進んで、交換市場の死滅、私營利活動の否定の如き形に於て、完全な計畫經濟へ移ることを餘儀なくされるかもしれない。何れの方に向ふとしても、統制經濟としての特徴の性格はかゝる變移によつて失はれる譯であり、それ自體機構としての安定性を備へてゐないといへるであらう。けれども若し現代の統制經濟がその望むが如くに資本主義的基礎の上に、猶ほ全面的に國民經濟としての全體に統制を加へて國民經濟としての均衡的發展を維持し、同時に世界經濟の一環として全體の經濟關係に適應しうるものであるならば、たとひ個々の具體的統制々度の上に頻繁な變革が行はれようとも、一つの安定的なる經濟機構として將來に亘つて繼續してゆく可能性を内に持つものと見ることができらうであらう。

いはゞ現代の統制經濟は何處へゆくといふこの間に對して答へるには、我々は先づ現代の統制經濟がどういふ歴史的発展に伴はれて生れ、そしてどういふ解決すべき歴史的任務を持つかといふことを理解してかゝらなければならぬ。換言すれば現代の統制經濟を何を解決しようとして生れたものであるか。又今後に於てどんな遂行任務を與へられてゐるのであるかを理解しなければならぬ。之に依つてそれが再び既往の自由經濟の如き状態へ戻りうるものであるか。徹底的な社會化へ進まざるを得ないものであるか。それとも、それ自らの基礎的構造於てかゝる歴史的任務を解決しうる能力を持つものであるかに就て解決を求めると途が開かれるであらう。

二 現代統制經濟の歴史的性質

資本主義的經濟に於ける自由主義的經濟政策の破綻は、最も端的には景氣の變動に對して、競争市場に於けるいはゆる自働調節作用の無能力に見られた。慢性的不景氣状態に陥つた國民經濟の景氣恢復への動力は、特に一部産業の獨占的勢力の作用に依つて著しく妨げられた。蓋し比較的強大な資本的勢力をもつ所の獨占的企業は、不景氣

を通じて清算さるべき損害を避けようとして、其企業の商品の價格の低落を防がうとし、價格の市場的均衡調節の作用は此方面に於ては充分に働かない。然るに景氣變動に對する抵抗力の劣つた産業部門、殊に農業の方面に於てはそれが爲に益々其生産物の價格の低落に悩まされる。所謂の缺狀價格差の壓迫に農業部門に對して不景氣の打撃を深刻にする。之に伴つてこの方面の工業製品に對する購買力の減退は、逆に工業製品部門の生産力過剰を激しくせざるを得ない。多額の固定資本を投下せる大規模工業部門や、獨占的勢力を持つ企業又は企業家團體が、それ自ら勢力を以て價格の低落を防いで累積された過去の投資の清算の狀態に追ひ込まれることを避けようとする程、景氣の恢復は困難にならざるを得ない。然もなほ一國が世界經濟の一環として存在する以上、國內に於ける需要の減退を、國外へ販路を開拓することによつて、當該産業部門内部の均衡を保持しようとする努力も畢竟一時的であつて、長く續くことを得ない。蓋し他の何れの國に於ても不景氣打開の途を國外に求める以上、自他の要求は互に相反撥し、相容れないからである。植民地市場を支配してゐる國々は之を自國の經濟の爲に確保して、他國からの攪亂的作用を拒絶しようとする。全世界に互つて國際貿易の途は、政治的手段を以て阻害される結果とならざるを得ない。而してかゝる事態が輸出産業部門、ひいては之に直接關係する諸産業の生産力の發展の障害となるのは火をみるより明かである。國內的にも對外的にも既存生産力の活用の途を鎖された諸々の産業は、結局に於て不景氣から自らの力を以て免れる力はない。多大の投下資本を遊ばせなければならぬ所の工業部門が之に依つて受ける損失は頗る深刻となるであらう。多數の労働力は就業する機会を奪はれ、一般的恐慌の狀態は世界的に擴がる。一國の國民經濟が之を以て單なる新しい均衡恢復の爲に通過しなければならぬ清算過程として看過するに堪えられないならば、かゝる狀態を或は緩和し、或は景氣上昇に向つて刺戟しようとする努力は、當然、個々の大資本

の解決しうる課題でもなく、獨占的勢力の仕事でもなく、一國民經濟の政治的單位としての國家の仕事でなければならぬ。いはゆる獨占資本主義の段階に於いて、自由主義的政策が放棄され、積極的な國家の干渉が求められ、こゝに唯一の恐慌對策を見出だしたのは蓋し當然であつた。

然かも猶ほ我々が此處で注意しなければならぬことは、現代の國民經濟が國家に求めてゐるものが、單に干渉といふ言葉で表現しうる以上に一層、廣汎であると同時に、其性格に於ても、從來の國家活動と相違する所の經濟政策であるといふことである。我々は現代の國家的經濟政策の特質をば、國民經濟の全體を對象とする所の構成的政策といふ言葉を以て呼ばうと思ふ。之に對して從來の自由主義的性格の下に於て行はれた國家活動は干渉主義といふことができるであらう。詳言すれば、干渉主義は其時々の國民經濟に於て自由經濟から生れる欠陥を訂正し、補強し、其時々の景氣の狀態を本に置いて、いはゞ對症療法的なる經濟政策がとられたのである。國民經濟の自律的發展を認めて、それより生れる諸々の弊害を矯正しようとするのが干渉主義の性格である。或は又外國との競争に於て國民經濟の成長を保護し、其自律的發展を全からしむる爲にとられた所の資本主義後進國の産業保護・育成の經濟政策も、此性格の外に在るものではない。國民労働力の保護のために採用された各種の社會政策にしても、其經濟的性格は、かゝる資本主義の自律的發展を確保するためのものであつたといひうるであらう。此等の政策は固より、その採用の直接の動機を或ひは社會的倫理觀に、或は一部の經濟的利益の貫徹に發したとしても、それが其國民經濟的是認を受ける限界は、正しく、國民經濟の自律的發展に必要なものとしての本質を備へてゐることに在ると見なければならぬ、既往の時代に於て取擧げられた景氣對策としての幾多の經濟政策も亦同様であつて、國民經濟が恐慌的狀態より脱却しうるに至るにつれて、國家的干渉の經濟政策は最早や不必要のものとして取止め

られたのである。

之に對し、現在我々が行ひつゝある所の國家的經濟政策は、其歴史的來歴をば恐慌對策としてもつ點に於て、既往の干涉主義に類似するのであるが、其意圖する所に於て、其歴史的使命に於て、従前のものと全く性格を異にする。即ち我々は高度の獨占的段階を経た後の現代の資本主義に對して、恐慌の克復の後に、再び自由主義的な自律的活動能力を期待しないのである。獨占的組織化された産業部門とそれほど組織化されていない産業部門の對立は競争による市場價格の變動が國民經濟の均衡を保證するに足らないものであることを我々は知つてゐる。我々に許されたる途は、更に前進して國民經濟全體を組織化して、此組織化の上に、均衡の可能性を考へることである。再び元へ戻る道はない。それは寧ろ無意味にさへ近いのではないか。今日までに組織化されたあらゆる産業部門の組織を解體し、國際的分業を妨げたあらゆる政治的活動を放棄し、國境的差別をなくなすのでなければ、自由主義的均衡を期待することは不可能ではあるまいか。

動態理論的にいつても、獨占的な諸型態が自由競争の必然的產物であるとすれば、我は國家的統制を取去つて、自然的調和の競争状態を期待することは到底及ぶべからざることゝいはなければなるまい。

然りとすれば、再び之までに經驗せる如き恐慌を生まない國民經濟の發展を望むのは、自由主義的態度をとることとなく、寧ろ之までの間に形成されてきた獨占的機構を手掛りとして、之を組織化し、國民經濟の全分野に亘つて統一的な機構を産み出すことによつて、獨占の持つ矛盾を實現せしめなむといふ途によらなければならぬ。このことは勿論、唯々單に從來の獨占の勢を更に強化するといふ意味ではない。元來獨占が獨占たる意味を持つのは、他の非獨占的産業部門に對立して、それらのものとの競争に於てである。國民經濟の全體が何等かの機構に於て統

制されるならば、獨占としての第一の性格は失はれるであらう。從來の干涉主義的性格の經濟政策は敢へて獨占を育成しようとはしないとしても、積極的に之を排除することをしなかつた。否、之を禁止せんとする如き政策は、國民經濟の自律的發展を尊重しようとする根本の立場と根本的に背馳するものであり、従つて實際に於て其試みは成功しなかつた。それは失敗する理由を内在的に備へてゐたといへるであらう。從來の獨占對策は従つて當然對症療法的に、獨占が及ぼす經濟的惡影響を緩和し可能なる限度に於て之を阻止しようとする域をでることがなかつた。それは蓋し干涉主義的政策の當然の能力であつた。

かゝる歴史的經過を反省するならば、現代の統制政策が、干涉主義の域を脱して、獨占——即ち國民經濟の部分の獨占から、一步を進めてその全體的獨占——即ち構成的統制へ移ることに依つて國民經濟の均衡的發展を可能ならしめようとするのは、蓋し歴史的發展の線に沿ふものと見ることができらるであらう。

國民經濟が構成的に統制されるといふことは、其時々々の景氣状態を基礎にして行はれてきた局部的、一時的なる國家的干涉の經濟政策と正反對に、統一的な計畫の下に國民經濟内部に於ける各種生産手段の運営が指導されることを意味する。各經濟主體の自主的活動が自から調和のある國民經濟を構成し、其發展を促すのでなくして、國家が統一的意思を以て個々の經濟主體の經濟的活動に對して監督、統制の手を差しのべることを通じて、調和的發展を期待するのである。

それ故に構成的なる統制經濟は當然一定の國家的計畫性を備へなければならぬ。具體的には現實の情況の判斷に基づいて國家的に樹立された目的又は必要が當該國民經濟の達成すべき課題として示されることになるであらう。かゝる目的が如何にして定立されるかは固より經濟的要求としてのみ之を把握することはできない。一つの國家、

國民は單なる經濟的存在である許りでなく、之を土臺として、生活上の政治的文化的發展を企てるものであり、その爲めに經濟的土臺に對して種々なる影響を與へるものである。兩者の間には相互的影響の關係があると見なければならぬ。たゞ經濟的關係を以て當該國民の土臺として見るのは、それが可能なる文化的價値の實現を制約する關係にあるからである。併し此制約は絶對的のものでなく、又經濟内部の自律的發展のみに依つて規定されるものでなく、國民の文化的發展に依つて或は促進され、或は變更される如き影響を蒙るものと考へなければならぬ。而して定立される國家的な目的の達成は、持續的に見れば、國家的存在の基礎としての國民經濟が均衡的に發展することを條件としてのみ可能となる。但し、國民經濟がそれ自體として孤立的な存在でなく、世界經濟に多かれ少かれ聯關を持つ以上、均衡は一國民經濟内部のみに解決を求めるとはできず、廣く世界經濟の一環として、其影響下にあるものとして觀察されなければならぬ。

構成的統制經濟の計畫性とは故に、かゝる國家的、政治的な目的を達成するに必要な條件としての國民經濟の均衡構造を作り出すことに主眼が置がなければならない。若しも當該國家の達成しようとする政治的目的がかゝる經濟的條件を無視し續けるものであるならば、統制經濟は結局に於て破産に瀕するものとなるであらう。統制が如何なる方法に於て、如何なる程度に於て——例へば、生産命令とか勞力徵用とか、其他幾多の國家的權力に依る直接の經濟活動の規定は國家的統制の最も強度のものといへるであらう——行はれるかは、かゝる一國の政治的必要と國民經濟的能力との關係に依つて定まつてくると見ることが出来る。政治的必要は例へば現代の戰爭の時代に於ては最も明瞭に何人にも認識せられ、唯一の國家目的として何人の眼にも映るが故に、統制經濟の計畫性は敢てこゝに指摘するまでもなく明瞭である。併しかゝる計畫性は唯々に戰爭遂行の爲にのみあるものでなく、武力戰鬥が我

私の勝利を以て終結した後には於ても當然續いてあるものと考ふべきである。今後の新しき段階に於て、如何なる政治的課題が我が國の前に展開されるかは、戦後の事態を俟たないでは、こゝに豫斷することを許されないけれども、何れにしても我が國民經濟の課題としての計畫性は東亞の廣域圏を土臺とし、歐洲の新秩序や其他の國々の政治經濟的地位との關聯を考慮して我が國民經濟の均衡を可能ならしむる如くに打樹てらるべきものであるといふことだけはいへるであらう。

併し當面の課題としての國民經濟に要求される所の國家的目的は、必ずしも國民經濟の合理性を考慮して打樹てられるとはいへない。殊に戰爭の場合には國家的なる目的の非經濟的面が露骨に見られるのであつて、國家的要求はそれ自體として苛責なく擴大し、戰爭そのものゝ推移に依つて展開してゆく。斯かる事態の下に於ては、統制經濟の計畫性は必ずしも安定的ではない。即ち計畫そのものを安定的にすることが容易でなく、一應經濟を離れて展開される政治的必要に適應する爲に、立てられた計畫は動もすればくひちがひ、時としては實行不可能となり、修正を強ひられるおそれなしとしない。従つて計畫性は一定の確固なものとして初めから定められることなく、不斷の修正、訂正、改革を経て貫ぬかれて行かなければならない。

加ふるに、戰爭の進展につれて、經濟的解決を要求する政治的必要は益々増大するが故に、統制經濟をば其計畫せる任務を遂行する爲には、經濟的逼迫の程度に應じて幾多の摩擦を惹起しつゝも、國家的強權力の行使を俟つことが益々多くなる傾向を持つ。

斯くの如き事態の下に於て、現代の統制經濟が果して國民經濟の均衡的發展を確保する使命を果しうるかどうかは、改めて問ひ直ほされなければならぬ問題である。蓋し國家が全體としての國民經濟を統一的に構成せんとし、

何等かの計畫性を與へて之を指導しようとしても、それが意思通りに實現されるかどうか、一國の國民經濟が爾餘の國々との國際的關係に於て均衡的に發展するかどうかは、一國の政治の意思的努力のみに依つて一方的に實現される問題ではないからである。それは他方に於て國家の計畫的指導が如何なる影響をば國民經濟の諸々の要素に對して與へるかといふ影響分析を通じて答へられねばならぬ。蓋し一つの統制策は多くの場合、其所期の効果を達成する爲に、他方に於て何等かの犠牲を拂ふことを強ひられるものであつて、國家的活動は好ましからざる反面の影響を全く受けない様な効果を期待できないからである。(註)

註 かく歴史的に限定された此意味に於て「影響分析の問題は福利又は公正の觀點からいつても論理的先行性をもつてゐる。若し政策的處置の遠隔作用を認識しないならば、一般に福利又は公正が結果するか否かをも尋ねることができないであらう」といふ Myrdal の言葉——山田雄三氏「パローネ・ラングの經濟計算論」東京商大、經濟學研究七、參照——は是認せられる。

三、戰時統制の強制經濟的性格

前述の次第に依つて明かな如く、一國の國民經濟が其與へられたる歴史的情況の下に於て、如何なる統制經濟政策を採用するかは、それに依つて解決すべき歴史的使命に依つて規定される。爾餘の國々は遅れて資本主義を育成して、自由營利主義を原則とした時代から現代の東亞廣域圏の建設にまで、その國際的地位を開拓してきた所の我が國に於ては、當面の戰爭遂行と新秩序の建設とが歴史の課題として解決を迫られてゐる。他の支配的な國々に較べて資本主義的生長の期間が比較的短かく、豊富、強大なる資本を備へてゐなかつた日本の國民經濟にとつては、國家的統制の計畫性はそれだけ厳しく、其全體の構成は一層強固にされねばならない。殊に莫大なる戰爭需要をば限定されたる國內生産力を動員して可及的速かに充足し、同時に占領地の開發を行つて國民經濟の逼迫を補は

なければ、戰爭需要の調達を充分に爲し得ないとすれば、國民經濟の動員が強化されるのは當然といはなければならぬ。而して統制經濟はかゝる段階に於て國家的強制の經濟、又は命令の經濟たる性格を帯びるに至るのである。

即ち戰時統制經濟は其特殊の事情に基づいて統制經濟の一般的な型ともいふべき所謂條件統制から需給統制に進み、更に一部産業については國家管理の方法をすら採用するに至るのである。

註、條件統制及び需給統制の言葉は高田保馬博士の用語による。第二經濟學概論、昭和十六年三九七頁參照。即ち曰く「條件統制にあつては國家が經濟活動の行はるべき條件乃至範圍を定め、活動自體は之を自由に任すのに對し、需給統制に在つては、かゝる條件を定むるのみならず、進みて活動自體を拘束する。」

戰時の特殊の事情とは經濟的には、大多數の生産手段並に消費手段が、絶對的不足ともいふべき事態に在り、貨幣的購買力と均衡を保ち得ない状態であると表現することができる。之に對し戰時状態にない場合には、所謂經濟の一般的前提としての各種財貨並に勞力の一般的稀少性があるのみであつて、貨幣購買力と財貨、勞力の供給の均衡は大體に於て市場價格の體系を通じて保たれるのである。戰時の絶對的不足の場合に於ては貨幣購買力は國家信用によつて不斷に増加するが、他方莫大な財貨が市場機構の外部で、再生産的循環の過程へ戻ることなく消耗されるが故に絶對的不足の關係は益々増大するのである。それ故に、兩者の不釣合が刻々擴大する事情の下に於て、如何に經濟活動の條件、方向を統制するとしても、市場價格の騰落の作用を通じて兩者の均衡を保ち、國家需要の充足に必要な財貨の調達を確保することはできない。

國家は従つて其統制をば貨幣購買力の統制のみでなく、直接に生産並に消費行爲をそれ自體を命令、禁令に依つて行ふ必要を覺えるのである。

それと同時に一般的價格統制を行はなければならない。此段階に於ける價格統制は然るに、必ずしも市場に於ける需要と供給の均衡を目指して行はれるものではない所に特徴をもつ。即ち従来の市場價格政策が其時々々の景氣状態に於て均衡を保つ爲に部分的に行はれた均衡恢復策としての意義を持つとすれば、現代の戰時經濟下に於いて強制經濟の一環として採用される價格統制は、寧ろ統制目的に依つて規定されるものである。即ち市場的需給の一致でなく、一般的物價の騰貴を防いで一定程度に安定せしむることを目的とする。而して其中に於て、一般生活必需品に就ては國民全體の爲に公平なる分配の爲を旨とし、必要生産手段に就ては、その再生産的擴大が可能である様に生産費用に喰ひこまざることを條件として制定される。略言すれば強制經濟下の價格統制は一般的低物價、公正分配、原價計算標準等の原則に依據するものである。かくの如き方針に従つて制定された價格に於て市場的均衡が必ずしも保たれぬとすれば、均衡保持の途は、價格の上下操作にあるのでなく、寧ろ需要そのもの又は供給そのものに就て國家的統制を加へることにあるのである。

かくの如くして、國家のなす直接統制に依つて、強制經濟、命令經濟、國家管理の分野が擴大するにつれて、構成的統制經濟は徹底的なる計畫經濟に接近し、市場的交換經濟の分野は狭小になつてくる。各經濟主體が自由に營利的な規準に従つて經濟活動を爲す世界は漸次狹められてくる。統制經濟はその存立の基礎においてゐた私有資本の營利的活動の世界を否定されるかの如き觀を呈する。

斯様に觀するならば、統制經濟は一つの安定的な經濟機構として存立しえざるものであると斷ぜられるかも知れない。

我々は次に價格理論を用ひて統制經濟の安定性を否定したミーゼスの所論を藉りつゝ、統制經濟の將來について

理論的分析を行はう。

四、統制經濟の價格論的批判

ミーゼスは、國家の統制に對する干渉を、一 生産政策的なもの、二 物價政策的のものに別ける。前者は直接生産に干渉するもので、例へば關稅の如き或は又婦女子の勞働條件を保護する如き場合を言ふ。斯様な干渉の經濟的效果は頗る疑はしいもので、當局が若し所期の效果をあげる爲に費した費用を正確に知り得たならば、果して之を敢行するに値したかどうか問題である。保護關稅に依つて肥沃度の劣等な耕地が耕されるならば、他方に於て一層肥沃な土地が耕されぬことになるであらう。若し婦女子の就業が制限されるならば、使用せらるべき勞働の量は減少するであらう。要するに干渉政策は、干渉さへ無ければ當然使用さるべき勞働や資本の量を減せしめたり、或は其率を劣悪ならしめるといふ効果があるのである。當局は命令を通じて富裕ならしむることはできないが、貧困ならしむることができる。生産政策的な干渉は、されば社會的勞働の能率を低め、社會的分配の額を減ずるものであること明であつて、經濟政策上の一體系として之を考慮する値打はなく、今日では價格政策上の干渉を補ふに止まるのである。干渉主義の重點は寧ろ第二の價格政策の上に在るといふ(註)

註 Indwlg Mises: Kritik des Interventionismus (1929 六一―九頁)

さて、自由市場では生産費は収益に依つて償はれるが、若し國家が價格の引下げを命ずるならば、収益は價格以下に止まるが故に、商人や製造業者は、將來に於ける價格の引上げを期待して賣惜みを行ふであらう。國家は當該財貨が市場から姿を消すのを望むのでないならば、國家は同時に在庫品を總て公定價格で賣却すべきことを規定しなければならぬ。

併し之だけでは充分でない。公定価格は自由市場價格より低いのであるから、當然供給に對して過度の需要が集
中することに爲り、一部の人は其需要を満たすことができなくなる。早い者或は賣手に何等か縁故のあるものが
需要を満足させることに爲る。斯様な結果を望まない當局は、前述の價格公定と強制的販賣令に加へて更に割當制を
實施せねばならぬ。

問題は併し之で解決した譯ではない。當局の干渉に依り既存の在庫品が總て賣盡されると問題は一層困難に爲つ
て来る。蓋し公定價格に於ては、生産は收支償はぬから制限乃至停止されることに爲る。製造業者をして其生産を
更に繼續させる爲に、當局は更に原料品、半製品の價格及び労働賃銀までも公定しなければならぬ。然も斯かる
處置は當該産業又は少數の産業部門に限られず、あらゆる生産部門に行亘り、總ての財貨の價格、一切の労働賃銀
總ての企業家、資本家、地主及び労働者の態度を規制しなければならなくなる。若し二三の生産部門が放置される
ならば、資本と労働は直ちに其處に流れ込み、當局が第一の干渉に依つて目指した所の目的は失敗に歸するであら
う。

以上述べた所に依つて觀れば、私有財産制度に基礎を置く經濟秩序に於て個別的な干渉政策は到底所期の目的を
達し得ない許りでなく、反つて除去せんとした當の弊害を助長するのである。即ち一般公衆に一層低廉に財貨を供
給せんとした價格政策は、反つて市場から貨物を驅逐するといふ結果を生むのである。此點から見ても個別的
干渉は無意味、自家撞着であり、經濟政策上の一系としても實行することも、否考へることもできないのであつて
それは經濟論理に反するといふのである。

茲に於てミーゼスの結論はこうなる、自由市場に對する個別的干渉を諦めるか、然らずんば生産と分配の全指導

を國家的當局に委ねるか、即ち資本主義か社會主義か二つに一つ、中間的妥協は存在しないと。*

*、Mises 同書九一二頁

ミーゼスは公定價格論の終末に於て次の様に述べて居る。

「……以上述べたことよりして判る様に、生産手段の私有に基礎を置く社會組織と、生産手段の共有に基礎を置く
社會組織との間に、何等かの中間的形態例へば『統制』交易といふ様なものが在るといふ考へ方は間違つて居る。
生産手段の私有に基礎を置く社會秩序に於ては、價格は、市場の活動以外何ものに依つても之を統制することは
できない。人若し何かの方法に依つて此活動を除去するならば、私有財産に基礎を置く社會秩序に於ける生産は
其意義を失ひ、生産は混亂し、政府當局は混亂を防ぐ爲に、結局身自ら生産手段を所有しなければならぬであら
う」と。(註)

註、Mises 同書一三六頁

此様な論旨を以てミーゼスは吾々の前に、資本主義と社會主義と何れを選ぶべきかといふ問題を提出する。中間
的な統制經濟などといふものは考へられない。それは百害あつて一利なしと斷ずるのである。

然るに彼は社會主義的社會に於ては、國民經濟の合理的運営は不可能であり、經濟の合理性は市場經濟を基礎と
する價值計算を通じてのみ可能となるといふことを説く。いはゆる經濟計算論は即ち之である。

社會主義的社會に於ける經濟の計畫的運営が其前提と相矛盾し、經濟的合理性を確保するに多大の困難をもつこ
とは筆者も亦既に他の機會に述べた通りである。(註)

註 氣賀健三「經濟政策の根本問題」昭和十六年 三三七頁以下参照

而して今日の經濟計算論は單に社會主義的計畫經濟が實現困難であるといふ斷定の外に、構成的なる統制經濟乃至は強制經濟に於ける價格政策の問題として登場してくる。

他方に於て計畫經濟の支持者は市場機構と計畫經濟とを調和せしむる方法として所謂試行誤謬（又は試行錯誤 Trial and error 筆者は嘗て實驗訂正と譯した）の途に訴へようとする。即ちそれによれば自由經濟市場に於ける消費財價格をそのまま引きついで經濟計畫を立てる。蓋し消費に就ては各經濟主體に選擇の自由があると豫定されるのである。此消費財價格を基準として國家當局は各種生産手段について歸屬計算を行ふ。それに依つて生産財の價格が計算せられ、従つて一財の供給に要する費用が定められる。かゝる消費財價格及び生産財價格はそれ／＼の供給の一致を來たさない場合に常に更改せられなければならない。生産財の公定價格はいはゆる試行誤謬の方法に依つて均衡價格に一致する様に更改せられることになる。

かゝる方法に依つて各經濟主體に消費の自由や勞働選擇の自由を許しつゝ計畫經濟の運営は遂行されると説かれるのである。

斯くの如き提案に對しては筆者の嘗て指摘したる如く、歸屬計算や、生産手段の價格公定が單なる紙上計算に終る危険をもつこと、現實の動態的なる經濟社會に於て、靜態的均衡を主眼として定める公定價格は殆ど實用的性格をもたぬこと、又生産手段の公有が、現今私的生産の動力となつてゐる營利性を各經濟主體から奪ふことに依つて、國民經濟的生産能率を減退せしむる恐れが濃いことが汎くとかれる。（註）

註、山田雄三氏「パローネランゲの經濟計算論」、山田氏はハイエク及びピリモヴィチの批判を紹介し、之に組して經濟計算論の靜態性恣意性の欠陥を説く。が同時に、氏のいはゆる「第三形態」例へば今日ドイツ・イタリアに見られる如き統制經濟の

型に於いて試行誤謬の方法を活かさうと努力せられる。即ち自由競争の價格の投機的不安定を除く手段として試行誤謬の價格統制を主張する。

經濟計算論による筆者の結論は故に否定的であり、一方に於て自由と、他方に於て計畫とを調和させることは矛盾である。經濟計算に依つて均衡價格を求めることは、不可能であるといつてよいであらう。

元來、一つの價格が市場に於ける需要と供給の一致する所に定めらるべきであるとするならば、それは國家の權力に依つてなされる試行誤謬の方法に依るよりも、寧ろ規制された市場に於ける相互競争の方が自づから均衡價格を生み出すに相違ない。

國家が特に價格統制を行つて、市場の決定に之を任せないのは、市場で自づから生れる均衡價格を欲しない所に在るのである。

國家が單に自由價格に基づく投機性を排除する目的を以て價格統制を行ひ、しかも試行誤謬の方法に依つて均衡の得られるまで累次訂正を續けるとするならば、それは寧ろその前提と矛盾するものではないかと思はれる。蓋し國家が兎に角ある價格を公定し、之に對して市場人が如何に反應するかを見極め、然る後に此反應の狀況如何に依つてある他のより適當と考へる價格に改訂するとするならば、當該財貨の需要者並びに供給者の側に於ける投機的駢引は自由價格の場合とは違つた意味で一層激しくなる危険があるであらう。例へば財貨の供給者は故意に其供給量を減少せしめて、需給關係の不一致を現出せしめ、國家をして一層高い價格公定を爲さしめようと謀り、又他の場合に於ては需要者達が故意に需要をさし控へたり、一時的買ひ溜めを行ひ、公定價格を投機的に利用する機會を待つといふ術策にでることも想像される。現に我が國に於て價格を公定されたる商品の中には、供給者の斯くの如

きかけひきの爲に公定の標準の高められたものがあるといはれてゐる程である。總ての財貨について需要者も供給者も共に相拮抗する力で斯様なかけひきを行ふとすれば、それは結局相殺されることに爲るから、兩者の公價適應態度に就て豫め頭を悩ます必要はないかもしれないが、斯くの如き特殊勢力の均衡をあらゆる財貨について期待することは事實不可能を望むやうなものである。

而して國家が公定價格の改訂を頻繁に行ふ態度にでるならば、斯かる術策の乘ずる機會を益々多くし、其結果として正しき均衡價格の成立は著しく困難となり、同時に多數の經濟主體の活動に計畫性と安定性を與へ得ないに違ひない。それが國民經濟に不利なる影響を及ぼすことは疑ひを容れない。

が若し國家が國家の權威の名に於て一旦公定せる價格の標準の變更を容易に行はないで之を強制しようとするれば——そして實際にはかかる場合が多い——市場的均衡を生ぜしめない價格が永く市場を支配することになり、そこに公定價格對市場價格の鬭争が発生する。あらゆる種類の不正取引、闇取引が生ずるのは實にかゝる事態の下に於てである。若し公價違反が嚴重に取締られるならば、公價が勝利を得る時に、市場經濟は破壊されるであらう。而して價格公定の本來の目的たりし市場均衡は公定價格に於て解決されないで、寧ろそれに従はない所の闇價格、組合せ賣買其他の條件を伴つて成立することになるであらう。

それ故に國家がかゝる公定價格に違反する取引を禁絶しようとするならば、經濟主體の市場活動を自由に任せておくことはできず、需要及び供給のそれらの側について間接又は直接に統制を加へなければならぬ。即ち國家は需要量と供給量の一致を生み出すように、供給が不足するならば或は供給條件を有利にする手段(例へば補助金政策、租稅政策等)を講じたり、需要を減退させる方法(例へば所得政策、租稅政策、切符割當制其他)を用ひることが必要不可欠である。

要不可欠である。

然りとすれば、國家權力を以て意圖的に均衡價格を見出さうとする國家的計畫經濟の試行誤謬論は、其理論的前提と相矛盾するに至るべく、且つ又現代統制經濟の價格政策としても、大な意義を持ち得ない。

何故かといへば、現代の統制經濟が價格統制をなし、公定價格を實施する理由は、それが其時の市場状態に基づく均衡價格と想定されるからでなく、寧ろ前に述べた通り、計畫的なる國家的必要に應ずる手段として、國民經濟の構造をそれに適する方向に導くことに在るのであり、同時に國民經濟の安定の一般的條件としての低物價政策の遂行に在るのである。

戰時經濟に於て國民經濟内部に流通する通貨が著しく膨脹し、財貨が著しく脱落することは明かであり、そのまゝではインフレーションが悪性循環を惹起する危険は大いに濃いのであるから、之を未然に防ぐ爲に一般物價並びに賃銀等に就て最高價格の制限が加へられるのは當然である。而してこの最高價格制の下に於て貨幣購買力の過剰を抑制する途は、價格政策以外の途に、例へば全般的な切符制、割當制の如き貨幣需要制限の手段に訴へ、或は生産を刺戟する爲に租稅を加減し、一定限度の利潤を保證し又は許可し、補助金を與へ、其他各種の生産者優遇又は抑壓の方法を講ずることなどが考へられるのである。

統制經濟及び戰時經濟下に於ける價格政策及び之に對する適應現象として蒙る國民經濟の變化、其影響分析を特に取擧げて論ずることは他の機會に譲らなければならないが、兎に角、價格公定の主意が市場的均衡價格を直接の目標とするものでないことは斷言できる。而して統制經濟の價格政策の目標は所謂適正價格、又は國民經濟的に正しき價格 (angemessener Preis, volkswirtschaftlich gerechtfertigter Preis) と云ふ言葉で表現した方が一層適切

である。

之に在つては、極めて一般的にいへば、價格統制の目標は全體としての國民經濟をある國家的必要の方向に向はしめ、又はその達成を可能ならしめる條件を作り出すことに在る。この目的の達成に適する價格が即ち適正價格又は國民經濟的に正しい價格であり、中世的なる公正價格 (Sensibler Preis) の現代的實質であり、又自由主義時代のいはゆる自然價格又は正常價格の全體主義的内容である。

適正價格の觀念に於ても、市場的均衡が無視されてはならぬことは勿論である。唯それが價格の自己調整作用に依つて達成されることを期待しないで、屢々述べた如く、國家的な市場規制や價格決定に影響する諸要素の變更を通じて需給の均衡が達せられる構造を作り出さうとする。

而して自然價格と國民經濟的適正價格との根本的な相違は、前者が個人主義的見地から、相競争する私的利益の追求を通じて成立する調和思想に基づく市場價格に對して國民經濟的承認を與へるのに對し、後者に在つては、全體主義的な見地から定立される國家的目的——戰時に在つては勿論國家的獨立維持の爲の政治的要求がその中心をなすであらうし、平時に在つても、國家的全體としての意義によつて判斷される全體的福祉が其中心に立つてあらう——によつて國民經濟的適正が認められるのである。

従つて、何れの場合にも、終局的安定の條件として一つの均衡が求められることは等しいけれども、その均衡の標準は性格を異にする。換言すれば均衡の判斷の標準を異にするのである。從來の市場均衡の價格としての意義は私經濟的利益の追求が相競争して落付く所に安定せる均衡價格が成立する。それには完全な自己調整の作用を豫定する。然るに現代の統制經濟に於ては、構成的統制の本來の目的に向つて國民經濟を指導するといふ立場から、一

つの構成的均衡の成立を目指す。

自由主義時代に於ても國家は均衡の成立の爲に國民經濟に干渉し、補助金政策や各種の價格統制を行つたことは否定されないが、場合に於ても、國民經濟全體としての均衡が自己調整を中心として生ずるものとし、唯々其實現が妨げられた場合に、「後から訂正する」といふ意味で干渉が爲されたのである。之に對し構成的統制經濟に在つては、若し價格統制を行ふとすれば、統制の目的に照して「先づ初めに」價格が公定されることに爲る(註)。

註、P. A. Preiser は、補助金政策の例をもつて、兩者の均衡の判斷の相違を説明する。即ち、補助金政策に於て自由主義的見解によれば、維持を目的とする多くのものは結局當該企業は結局命を延ばすだけであつて、生産手段の經濟的使用を長引かすことに外ならず、有害である。然るに指導經濟に在つては、市場經濟に放任しておいては不十分なる需要をば國家が國家としての判斷から其生産を發展させ、將來の需要に備へることを目指す、然かも其際全體としての國民經濟の過程が考慮されて居ると。

かゝる全體的判斷に依つて望まれたる均衡が成立するかどうかは、併し當初から確定的なものともみることにはできない。如何に國家的綜合計畫の判斷が用意周到であつても、周到すぎるといふことはありえないし、この計畫に適應する所の各經濟人の態度や、考慮しなかつた不測の變動、ありうべき計畫の不備等は、蓋し前以て算定し得ないものだからである。

此意味に於て、統制經濟に於ても、屢々事後訂正的に、其政策に變更の加へらるべきことは避けることのできぬことであらう。併しかゝる訂正が頻繁に、又大規模に行はねばならぬ程計畫に齟齬を來たすことがあるとすれば、統制は統制の實をあげずに、反つて徒らに混亂を來たす惧れがある(註)。

(註) 「國民經濟的に正しい」價格の意味についてアルベルト・ヘッセ (Albert Heese) は次の如き簡明な説明を與へてゐる。参考までに引用する。

「市場競争等にとつては、價格の適正の標準として、先づ第一に自己自身の利益が現はれるであらう。こゝに於て私經濟的利益のある均衡の點に國民經濟的適正の問題が求められる。然るに之に對しては次の如き疑問が生ずる、即ちこの場合には私經濟的利益の對立を解決するといふ國民經濟にとつて必要な任務だけが問題とされ、國民經濟に對して何等の方向も與へられないと。(筆者註、嘗ては國家が意圖的構成的に發展の方向を與へることなくして、國民經濟の自律的發展が可能であつたことは此際注意されなければならぬであらう?) 價格の國民經濟的適正の標準としては、たゞ全體福祉があるのみであらう。價格が國民經濟的に適正であるのは、それが全體福祉を追求する經濟政策の方向に合致し、公益の最高目的から生ずる具體的な個々の目標に役立つ時である。之が爲には、生産者の利益に適應するある價格構成が要求されることであらう。蓋し當該生産者は經濟全體にとつて必要不可欠であり、價格構成によつては危険に瀕するかも知れないからである。従つて事情によつては農産物價格の引上げが必要であり、生産者の利益を優先とせることが要請される、其他の場合に於ては價格水準の固持が適正である。何故かといへば、労働調達の任務にそれが必要だからである。國民經濟的に適正な價格とは生産を維持するに必要であるが、併し消費者の購買力を超へない所のものである。財貨の生産が促進される場合にのみ欲求の満足が確保される。生産物が販賣される場合にのみ、その生産は永續的に可能となる。」(Heese, Albert Grundriss der politischen Ökonomie Bd. II, 1936 一〇三頁)

猶ほ歐洲の中世の「公正價格」と近世の「自然價格」と現代のナチスの「國民經濟的適正價格」との関係に就ては、Schachtel, H. G. の「Der Gerechte Preis. Geschichte einer wirtschaftsetzlichen Idee, 1937 一八頁以下に簡潔な説明のあることを附記しておく。

故に上述の如き意圖の下に公定せられる價格は一度定めた以上變更されないといふ様な頑固なものではない。動的な國民經濟の變化により、或ひは又避け難かつた當初の錯誤の訂正として、公定價格の改訂は當然行はれるであらう。併し之を以て直ちに市場均衡のみを目指す試行誤謬の方法と同一視してはならない。蓋し、價格改訂の主眼は常に國民經濟の指導に置かれてゐるからである。猶ほこゝに一言附加へて注意する必要があることは、構成的意圖をもつ價格政策にあつても、特に市場關係を操縦する必要の認められない商品に在つては、公定價格の標準が其時の均衡價格を目指すこともあるであらうといふことである。併しながら概括的にいつて、一般的低物價を主目標とする價格統制に於ては、公定價格の標準は、主として商品の生産原價に基準を置くと見てよいであらう。生産原價と一口にいつても、商品により、又各企業によつて容易に一定し難いものがある爲め、生産原價を構成するものゝ内容を一定することも、其高さを國民經濟的に定めることも實際には容易でない(註)。が兎に角公定價格が此方向に沿ふと定められることは明かであらう。而して此原價の騰貴に依つて公定價格も時に應じて改められることも當然考へられるであらう。

(註) 此方面に關する綿密な研究としては我が國では例へば山城章氏「價格統制の研究」昭和十五年がある。

公定價格制——多くの場合最高價格制——が今後永續的に實施さるべきものかどうかは統制經濟そのものに固有な、問題と見るよりも寧ろ今後の統制經濟が如何なる課題を解決しなければならぬかといふ歴史的事實の問題に依存してゐると見る方が正しいであらう。一つの商品の價格の公定が、當初の一つのものだけに止まらないで、次第に他の部門に波及し統制は統制を呼ぶといふことは、ミーズの論證に俟つまでもなく、價格が國民經濟の均衡の一般的指標たる機能をもつ以上、當然のことといはねばならない。併しこの關係とても必ずしも絶體的なものでは

く、例へばドイツの農業部門に於ける全國食糧局 (Reichsnährstand) に於ては、精巧なる市場規制を整へることに依つて、工業商品と一應きり離して公定價統制を前者の部門に止めておくこともできたのである。

元來一般的最高價格制、財貨の直接割當、配給制の如き方法は、戰時經濟の特殊的不足、特殊緊急需要の充足といふやうな非常事態に應じて採用されるものであつて、かゝる非常緊急の事態が緩められ、インフレーションの脅威が減るならば、原則としての最高價格制は廢止されることも考へられるであらう。又今日行はれてゐる所の日本消費財貨にまで及ぶ切符・割當配給の強制經濟的政策も、此等物資が國內市場に一層豊富に供給される時が来るならば、矢張り其必要を見なくなると思はれる。

之を要するに統制經濟が今後強化されていはゆる計畫經濟に近づくかどうかは、事實として更に窮迫せる事態に至るかどうかに依つて決められるであらう。而してかゝる事態を處理する爲に立てられる國家的な經濟計畫の遂行に際してよく全體的均衡が保たれるかどうかといふことが統制經濟の成否の鍵となるものと見られる。全體としての國民經濟的均衡が達せられない限り、經濟計畫は持續的に且つ順調に遂行することが困難となり、従つて様々な形に於て、統制に統制を重ねるといふやうな不安定なる經濟を現出することになる。構成的統制經濟の基礎に於て均衡を保つ努力は、一つにはよく國民經濟の全體を統一的に觀察して立てられる經濟計畫の樹立にあるが、他方に於て之を遂行する爲に、各人の經濟活動の営まれる市場活動の構造をよく組織化すること、此規制されたる構造の下に於て活動する經濟主體をしてよく、全體的目的——國家的全體的福祉の達成——の意義を認識せしめ、從來の如く單純なる市場的營利原則の第一主義でなく、寧ろ全體目的の遂行の爲に必要なものとしての二次的意義に於ける營利原則の意義に覺醒することが必要である。現代の統制經濟が決して市場機構を否定しようとするもので

ない以上、それを有効に活かすものは、實に一つには、そこに活動する經濟人が、經濟的選擇と自主的決意に際して、その私經濟的合理性の規準をば國家的なる全體としての國民經濟的合理性に合致せしむることに在るのである。ミーズス流の個人主義的論理に従つて統制經濟が結局それ自らを否定するに至るといふ結論は、彼の定めた論理的前提が現實に於て通用しないといふことに依つて證明されなければならぬ。同時に又構成的統制經濟は、單なる價格政策に満足するものでなく、寧ろミーズスが最初に問題外に置いた所の、彼のいはゆる「生産政策的なるもの」に在るのであることを知らなければならぬ。而して之に補するに價格政策を以てして、生産と消費、國民所得と社會的生産物、個々の生産手段並に消費手段に對する需要と其供給との間に持續的な均衡關係の成立を期待するのである。此關係の成立が可能となる時、初めて持續的な國家的福祉の増進が望まれるであらう。